

## 地方独立行政法人大阪市民病院機構 一般事業主行動計画

女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1：育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・2人以上取得すること

女性職員・・・取得率を 85%以上にする

<取組内容>

- 平成 31 年 4 月～ 育児休業制度をはじめとした出産・育児に関する勤務条件制度を解説した手引等の作成、更新
- 平成 31 年 4 月～ 院内ネットワークを活用した出産・子育てに関する最新の勤務条件制度の手引きの情報提供

目標 2：所定外労働時間の削減についての目標を定め、法人内に周知を図ることにより、所定外労働時間の削減に努める。

<取組内容>

- 平成 31 年 4 月～ 働き方改革関連法施行により所定外労働の削減
- 平成 31 年 4 月～ 職員安全衛生委員会における協議

※それぞれの対策の実施については、早期に実施できるものから順次進めていきます。